

パブリックコメント手続きの流れ

行 政

住 民

●パブリックコメント実施案件の作成

各種計画や条例など、町民のみなさまの意見を聞くための原案を作成します。



●パブリックコメント手続実施の事前周知

原案の公表をいつ実施するか、広報紙・町ホームページなどを使って、みなさまにお知らせします。



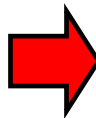
●パブリックコメント手続の実施 (原案の公表・意見の募集)

公表方法

- ①町ホームページへの掲載
- ②担当課窓口での閲覧

募集期間 原則 30 日以上

(ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、期間を短縮する場合があります。)



●意見や町づくりに対する考え方を提出

みなさまが日頃考えておられるまちづくりに対する意見や考え方を行政に伝えることができます。

提出方法

- ①郵送
- ②F A X
- ③Eメール
- ④担当課窓口への書面提出

※提出時には必ず住所、氏名を記入して下さい。



●意見の検討と政策等の意思決定

みなさまからいただいたご意見を検討し、町としての最終的な意思決定を行います。

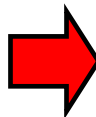


●意見等の公表

みなさまからいただいたご意見の概要とご意見に対する町の考え方を公表します。

公表方法

- ①町ホームページへの掲載
- ②町広報紙への掲載



●行政活動に対する情報収集

自分の意見や考え方が、どのように政策に反映されたか、どのように処理されたか、確認することができます。

行政の考え方以外にも、他の人の意見や考え方など様々な情報を入手することができます。